

新 潟 市
いじめの防止等のための基本的な方針

平成 2 9 年 4 月 1 日 改定
新 潟 市

目 次

はじめに.....	1
-----------	---

第Ⅰ章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念.....	2
2 新潟市いじめ防止基本方針策定の目的.....	2
3 いじめの定義等.....	3
4 いじめの防止等に向けた方針.....	4

第Ⅱ章 いじめの防止等のために新潟市が実施する施策

1 新潟市いじめ防止市民連絡協議会の設置.....	5
2 新潟市いじめ防止対策等専門委員会の設置.....	6
3 教育委員会の取組.....	6

第Ⅲ章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定.....	11
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織.....	15

第Ⅳ章 重大事態への対処

1 重大事態への対処に当たっての方針.....	17
2 重大事態の発生と調査.....	17
3 調査結果の報告を受けた市長による検証及び措置.....	19
4 関係児童生徒及び保護者への対応.....	20

第Ⅴ章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項.....	21
-----------------------------------	----

資 料

はじめに

すべての子どもは、次代を担うかけがえのない存在です。子どもは、人と人のかかわり合いの中で、自己のよさや可能性を認識し、自己肯定感や自己有用感を実感します。また、誰もが互いのよさを認め合い、支え合い、高め合う温かい人間関係の中で、子どもは自己実現を目指して生き生きと生活し、成長できるのです。

すべての子どもは、安心して、生き生きと、自分らしさを発揮して生活する権利をもっています。そして、教師や保護者など、子どもを取り巻くすべての大人には、子どものもつ権利を保障するための社会をつくっていく責任があります。そのためにも、大人はいじめのない社会をつくるための不断の努力をしなければなりません。

いじめのない社会をつくることは、社会全体の大きな使命です。そして、その実現のためには、市民一人一人が当事者意識をもっていじめの問題を受け止めることが重要であるとともに、社会全体でいじめの防止に向けて取り組み、いじめを生まない風土づくりを進めていかなければなりません。

そこで、新潟市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ組織的に推進するために、「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「新潟市いじめ防止基本方針」という。）を平成26年4月に策定しました。

新潟市いじめ防止基本方針の策定から3年を迎えるにあたり、内容の充実を図り実効性をより高めるために、この度、見直しを行いました。新潟市いじめ防止基本方針に改めて魂を込め、いじめの防止等に向けた決意を新たにして、いじめのない社会の実現を目指して取組を進めていきます。

第 I 章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

法第 3 条に規定されている基本理念は次のとおりである。

(基本理念)

第 3 条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

わたしたちは、全ての児童生徒がいじめを受けないこと、いじめを行わないことを目指すとともに、児童生徒が万一いじめを受けた場合には、迅速・適切に対処し、児童生徒が安心して生活できる状況を取り戻すために力を尽くさなければならない。

いじめの早期発見及び対処の必要性は大きい。しかし、それ以上に必要となるのはいじめの未然防止であり、その基盤となるのは児童生徒同士の良好な人間関係づくりである。

そこで、わたしたちは、法で示す基本理念に加え、次に示す本市の基本理念の下、市民総がかりでいじめのない社会づくりに強い決意で取り組んでいくこととする。

【本市の基本理念】

いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

2 新潟市いじめ防止基本方針策定の目的

本市は、前項の基本理念の実現に向けて、いじめの防止等のための対策を総合的かつ組織的に推進することを目的として、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参考に、新潟市いじめ防止基本方針を策定する。

3 いじめの定義等

(1) いじめの定義

いじめとは、法第2条において次のように規定されており、本市ではこの定義を踏まえていじめの防止等の取組を進めるものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義より、事案が次の4つの要件に全て当てはまる場合に、その事案をいじめと判断する。

- ① 加害者・被害者とも児童生徒である。
 - ② 加害者と被害者が、一定の人的関係にある。
 - ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
 - ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。
- 「一定の人的関係」とは、同じ学校・学級や部活動に所属するなど、学校内において何らかの関係がある場合に加え、同じ塾やスポーツクラブ等に通っているなど、学校外において何らかの関係がある場合を指す。
- 「心理的又は物理的な影響を与える行為」に当たる、具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。
- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- 「心身の苦痛を感じている」か否かについては、当該児童生徒の表面的な態度や言葉をもって安易に判断することは避けなければならない。一見すると対等な関係の中で遊んでいるように見える場合や、主観的には些細な行為と判断されるような場合、また、行為を受けていても本人がいじめを否定する場合などがあることから、本人の表面的な態度や言葉だけで、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に当てはまらないと解釈されることのないように努めることが必要である。

例えば、児童生徒が気になるあだ名で呼ばれていたり、プロレスごっこなどをして遊んだりふざけたりしているように見えながら、特定の児童生徒のみが技をかけられたりしているような状況、また、物真似などを自ら行っているよ

うに見えるものの、実はやらされているような状況は、当該児童生徒がいじめとは認めなくても、いじめではないかと疑う姿勢が求められる。仲間への「おごり」についても同様である。

- 「けんか」についてはいじめとして扱わないものの、表面上「けんか」のように捉えられるものであっても、関係の児童生徒が対等な関係ではない場合など、いじめとして捉えなければならないものがあることに注意が必要である。

(2) いじめの理解

いじめは特定の児童生徒や特別な状況においてのみ起こるものではなく、どの児童生徒にも、どの学級・学校でも起こりうるものである。また、いじめの被害者・加害者については固定化されたものではなく、特に「暴力を伴わないいじめ」については、多くの児童生徒が、あるときは被害者になり、またあるときは加害者になるなど、入れ替わりながら被害も加害も経験する。

いじめが起こっているときには、被害者・加害者の二つの立場だけではなく、いじめをはやし立てたり面白がったりする「観衆」や、いじめを見て見ぬふりする「傍観者」が存在することも多い。そこで、いじめの問題への対処や未然防止に努めるには、加害者にいじめをやめさせ、被害者・加害者の関係修復を行うだけでなく、観衆や傍観者も含め、集団の問題として扱うことも必要である。

いじめをしない、させない、許さないという雰囲気が集団全体に形成され、学校風土、ひいては社会全体としての風土となることが、いじめの未然防止につながるものである。

4 いじめの防止等に向けた方針

社会全体で児童生徒の健やかな成長を支えるとともに、児童生徒のいじめの防止に向け、社会全体でいじめの起きない風土づくりに努める。そのため、以下の方針にそって、いじめの防止等に向けて組織的に対応する。

(1) 児童生徒は

互いに認め合い、支え合い、高め合い、望ましい人間関係を築くよう努める。

(2) 市は

- 新潟市いじめ防止基本方針を定め、これに基づき、いじめの防止等の必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- 学校、保護者、地域、関係機関等の連携を強化し、日ごろから社会全体でいじめの予防や対処に努める。
- 重大事態発生時には、その解決に向け、発生したいじめについて調査を行う組織を設置する。

(3) 学校は

- 分かる授業・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実，さらには保護者，地域との協力体制の構築を通して，いじめを生まない学校づくりに努める。
- 教職員が，いじめに対して積極的，組織的に対応し，児童生徒と共に解決を図る。
- いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には，警察，児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

(4) 保護者は

- 常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め，子どもが安心，安定して過ごせるよう愛情をもって育む。
- いじめが許されない行為であることを十分認識し，いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに，いじめの防止等の取組を学校と連携して進める。

(5) 市民は

児童生徒が健やかに成長することを願い，人権意識を高めるとともに，学校，社会教育機関，地域住民，家庭等が相互に連携していじめの防止等に努める。

第Ⅱ章 いじめの防止等のために新潟市が実施する施策

本市は，いじめの防止等のための対策を総合的かつ組織的に推進するため，新潟市いじめ防止基本方針を定める。

この基本方針は，本市の実情に応じ，いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに，いじめの防止等の取組について，体系的かつ計画的に行われるよう，講じるべき対策の内容を具体的に記載する。

1 新潟市いじめ防止市民連絡協議会の設置【資料1】

学校，社会教育機関，地域住民，家庭等が相互に連携していじめの防止を目指し，健全育成にかかわる機関，諸団体との連携を図るため，警察，法務局，民生委員・児童委員，新潟市PTA連合会，児童相談所，新潟市小・中学校長会，その他の関係者の代表を構成員とする「新潟市いじめ防止市民連絡協議会」を設置する。

本委員会の設置及び開催に係る詳細は，「新潟市いじめ防止市民連絡協議会開催要綱」による。【資料4】

2 新潟市いじめ防止対策等専門委員会の設置【資料1】

いじめの防止等の対策を実効的に行い、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等の調査や有効な対策を図ることを目的に、「新潟市いじめ防止対策等専門委員会」を附属機関として教育委員会に設置する。

法第28条第1項に示す重大事態が発生した場合は、速やかに本委員会を開催し、学校若しくは教育委員会が行った調査の結果について検証し、調査が十分であるかどうかを判断する。そこで、学校若しくは教育委員会による調査が不十分であると判断した場合には、追加の調査を指示するとともに、場合により必要な調査を本委員会が直接行う。

なお、委員の構成については、専門的な知識及び経験を有する第三者等である弁護士、精神科医、学識経験者、臨床心理士、その他教育長が必要と認める者とし、公平性・中立性が確保されるよう努める。

本委員会の設置及び開催に係る詳細は、「新潟市いじめ防止対策等専門委員会規則」による。【資料5】

3 教育委員会の取組

(1) 「自律性と社会性を育む指導」の推進

児童生徒一人一人の精神的、社会的な「自立」に向けて、自身が社会の一員であることを児童生徒一人一人が自覚し、他者と望ましい関係の中で自分自身を高めていくために、めあてをもち、自己決定し、自主的に行動する「自律性」と、互いに認め合い、支え合い、高め合う「社会性」の育成を目指す。

児童生徒一人一人の成長を促すために、次のような取組を推進する。

- 児童生徒一人一人のよさを多面的に理解し、教師との信頼関係を築く。
- 日々の授業や道徳科の授業、特別活動を中核とし、全教育活動を通して、すべての児童生徒に自律性と社会性を育成することを目指し、次の4つの視点から意図的、計画的な指導に取り組む。

〔目的意識〕

児童生徒が、活動に向けて問題意識を高め、目的や目標を明確にもつ。

〔自己決定〕

取り組む内容や方法を、児童生徒が自分自身で決定する。

〔個性・能力〕

児童生徒一人一人が自分のよさや持ち味を自覚し、発揮するとともに、仲間のよさや持ち味を認め、生かしていく。

〔協同性〕

互いに協力し、かかわりを積極的にもちながら課題解決に取り組む。

- 全教職員が当事者意識をもち、組織的に取り組む。

(2) 教職員の資質の向上

- 分かる授業・できる授業の推進に向けて、授業づくりリーフレット「新潟市の授業づくり」及び生徒指導ガイドブック「授業づくりと生徒指導の一体化を目指して」を活用した授業改善を各学校に促す。
- 教員の授業力の向上を図るために、各学校への計画訪問・要請訪問や研修会の充実を図る。
- 学級会や学年活動，児童会活動・生徒会活動等による児童生徒の自主的，自治的な特別活動の推進に向けて，教員の指導力の向上を図るために，研修会等の充実を図る。
- 予防的・課題解決的な指導を推進するための教職員の専門性及び人権意識を高めるために，児童生徒理解をはじめ，カウンセリングやストレスマネジメント，人権教育等に関する研修の充実を図る。
- 特に，初任者や若手教員が，いじめや法の理解を深め，いじめの防止等に関する対応力を高めるため研修の充実を図る。
※ これらに係る研修会については，教育委員会，新潟市立総合教育センター，新潟市教育相談センター等が主催する。また，各学校で実施する校内研修等に対しても，要請を受けて指導主事等を派遣する。

(3) いじめの早期発見及び児童生徒の心の安定に向けた支援

- いじめの早期発見に向けて，いじめ対応リーフレット「誰もが安心して過ごすことのできる学校づくりを目指して」に基づいて，いじめの早期発見に向けて各学校が取り組めるよう支援する。
- 児童生徒一人一人の心の状態を把握するための「心の健康チェック（自己診断）」や，児童生徒の集団への適応状況を把握するための「学校生活アンケート」等を実施するなど，定期的な調査その他の必要な措置を講じることができるよう支援する。
- いじめの具体的な状況を把握する際に，いじめの捉えやいじめかどうかの判断が個々の教職員・児童生徒によって異なることのないよう，調査の方法や判断の基準を例示するなどして，学校が効果的に取り組めるよう支援する。
- 定期的な教育相談や機をとらえた教育相談の充実や，スクールカウンセラーによるカウンセリングの活用の推進を図る。

(4) 保護者，地域との連携に向けた支援【資料2】

- 保護者や地域住民がいじめの防止等に係る取組に参画し，いじめの問題を共有して地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。具体的には，各中学校区に「中学校区いじめ防止連絡協議会」を設置し，いじめについての情報を共有し，その解決に向けての取組を協議できるようにする。
- 地域全体でいじめのない社会を実現させるため，新潟市いじめ防止市民連絡

協議会の設置によるPTAや地域の関係団体との連携促進や、学校支援ボランティアをはじめとする地域人材の積極的な活用など、学校と保護者、地域が組織的に連携、協働する体制の構築に向けて支援する。

(5) 学校間連携の充実に向けた支援

- 小・中学校間でいじめに係る事実の提供や情報収集をきめ細かく行うなど、接続する小・中学校の連携の充実が図られるよう、各中学校区での「中学校区いじめ防止連絡協議会」の開催を支援する。
- いじめの問題が複数の学校にまたがる場合でも、学校間が互いに連携し、いじめにかかわる情報を適切に共有して、関係する児童生徒及びその保護者に対する支援や指導、助言を適切に行うことができるよう支援する。

(6) 相談に係る組織の活用の推進

- 児童生徒及び保護者並びに教職員がいじめに係る相談を効果的に行うことができるように、スクールカウンセラー（SC）、スーパーサポートチーム（SST）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、市教育相談センター、区教育相談室、訪問相談員等の人材や組織の積極的な活用を促す。

〔スクールカウンセラー（SC）〕

- ・ 全ての市立小・中学校、高等学校及び中等教育学校に配置する。
- ・ いじめを受けるなどにより心のケアやサポートが必要な児童生徒に対して、傾聴を主体としたカウンセリングを行う。

〔スーパーサポートチーム（SST）〕

- ・ 教育委員会学校支援課生徒指導班に問題対応チームとして配置する。
- ・ 学校単独での解決が困難ないじめ等の事案に対して、学校のサポートを行うとともに、児童生徒・保護者からの相談を受け、問題解決へのアドバイスを行う。

〔スクールソーシャルワーカー（SSW）〕

- ・ 教育委員会学校支援課生徒指導班に配置する。
- ・ いじめの問題とともに児童生徒・保護者の抱える家庭内の問題や福祉・医療等に係る問題について、児童生徒・保護者からの相談を受け、問題解決に向けた環境調整を行う。

〔市教育相談センター・区教育相談室・訪問相談員〕

- ・ 児童生徒・保護者からのいじめをはじめとする学校生活や家庭生活の相談を受ける。
 - ・ いじめをはじめとする様々な理由で学校に登校できない児童生徒に対して、教育相談や学習室での支援や、家庭訪問による相談・支援を行う。
- SCやSST、SSW、市教育相談センター等は、いじめに関する情報を学校と共有し、連携して早期対応に努める。また、学校・教育委員会・市教育相

談センター等の関係機関の間での情報共有を進め、いじめの問題に迅速・適切に対応できるようにする。

(7) 校内での協働体制の構築【資料7】

- いじめに関する情報が一人の教職員のところでとどまることや、一人の教職員が情報を抱え込むことのないように、「報告・連絡・相談」体制をしっかりとつくとともに、校内のいじめ対策組織として設置する「校内いじめ対応ミーティング」を常に開催できる組織体制を整えていじめ問題に取り組むことができるよう、各学校を支援する。

(8) 学校評価及び教職員評価への指導，助言

- 学校評価においては、その目的を踏まえ、いじめの有無や認知件数のみを評価するのではなく、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて達成目標を設定させるとともに、目標達成のための具体的な計画を定めるよう指導する。併せて、設定した目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう支援する。
- 教職員評価においては、いじめの有無や認知件数のみを評価するのではなく、日ごろからの児童生徒の理解や、いじめの防止，早期発見，いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応，組織的な取組等を評価するよう支援する。
- いじめの認知漏れを防ぐために、積極的な認知に努めるよう学校に指導するとともに、認知件数が多いことは児童生徒の状況をきめ細かく見取っている姿勢の現れであるとして、肯定的に評価する。

(9) 「インターネットによるいじめ」の防止等に向けた取組の推進

- 児童生徒の発達段階に応じて教科，特別活動，総合的な学習の時間等を活用して行う情報モラル教育の充実に向け，研修会を実施するなどの支援を行う。
- 児童生徒及び保護者が，LINE，ツイッター等のインターネットを通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処することができるよう，指導主事やSSTにより，「インターネットの不適切な使用による危険性」について理解を深める啓発の充実を図る。
- 教職員が，インターネット上のいじめの現状などの理解を深めるとともに，トラブルが発生した場合の対応を迅速，確実に行うことができるようになるために，啓発や研修会等を行う。
- SSTによるネットパトロールを行い，児童生徒のいじめにつながる恐れのある書き込みが認められた場合は，関係の学校に情報提供するとともに，学校の対応への指導，助言を行う。必要に応じて，指導主事やSSTを学校に派遣するとともに，警察等の関係機関との連携を促す。

(10) いじめの状況把握と支援

- 4～7月, 8～12月, 1～3月のそれぞれで「いじめ状況調査」を実施し, 各学校及び市全体でのいじめの状況を把握する。
- 各期間の状況調査をもとに, 学校に対して状況の詳細な確認や, 解決困難な事案への支援を行う。
- 「いじめ状況調査」による報告とは別に, 個別の事案のうち重大な事案や対応の難しい事案などについては, 迅速に教育委員会への一報を求め, その状況を把握する。
- 各学校にはいじめの積極的な認知に努めるよう, 機会を捉えて働き掛けを行うとともに, 「いじめ状況調査」及び「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(いじめの状況等)」の実施に当たっても, 認知件数が多いことはきめ細かく児童生徒の状況を見取っているという姿勢で, 肯定的に評価する。
- 表面上いじめは解消したものの, いじめが「解消」したと安易にとらえずに, 「一定程度の解消」と捉えて関係の児童生徒や集団への指導, 見守りを継続的に行うよう, 各学校に指導する。
※ なお, 「解消」と判断するには, 加害行為が相当期間なく, 被害者が心身の苦痛を感じていないと認められることが必要であり, 相当期間は3か月を目安とする。
- 調査結果及び学校からの報告・相談あるいは保護者等からの相談をもとに, 支援が必要と判断した事案については, 指導主事やSST, SSWの派遣等を通して, 問題の早期解消を図る。
- いじめの状況把握のためのアンケート調査や個人面談の取組状況を調査し, 学校がいじめの状況の把握を適切に行えているかどうかを把握する。

(11) いじめに対する措置

- 教育委員会がいじめの報告を受けたときは, 必要に応じ, 学校に対して指導主事を派遣するなどの支援を行い, 調査を行うなどの措置を講じる。この調査の結果は, 必要に応じ, 新潟市いじめ防止対策等専門委員会で報告し, 協議する。
- いじめを受けた児童生徒を含むすべての児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために, いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法(昭和22年法律26号)第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づいた措置が必要と判断される事案については, 当該児童生徒の出席停止や, 当該児童生徒を一時的に学校内の別室又は市教育相談センター等の機関で学習させることを命ずるなど, 必要な措置を速やかに講じる。

(12) 重大事態への対処【資料3】

- 重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に役立てるため、新潟市いじめ防止対策等専門委員会を開催し、学校及び教育委員会の調査結果について調査する。また、必要に応じてアンケートや聴き取りなど、事実関係を明確にするための追加の調査を、学校や教育委員会、あるいは委員会自らが行う。
- 前述の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- いじめの程度やその結果の重大性によっては、いじめ問題の解決のために警察をはじめとする関係機関との連携を適切に図り、対応を進める。
- 事案の発生した段階では重大事態ではないと判断されるものについても、重大事態につながる可能性がある事案については、早期の段階で教育委員会への報告を求め、重大事態に至らないよう、学校と連携して迅速・適切に対応する。

第三章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、各学校で定める基本的な方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力する体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国の基本方針及び新潟市いじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとする。

いじめの防止等の取組に当たっては、学校基本方針に基づいて行うことを基本とする。そのため、いじめの防止等の具体的な取組を設定するとともに、取組を迅速、適切に行うことができるように、例えば取組方法や開催する会議の構成員、対応の手順などについて具体的に定め、実効性のあるものとして策定する。併せて、取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

また、策定した学校基本方針は、児童生徒の入学時に、児童生徒や保護者に対して説明するとともに、原則として各学校のホームページに掲載し、誰もが常に閲覧できるようにする。

なお、学校基本方針は、児童生徒や学校、家庭、地域等の実態や社会の要請等を踏まえて、適宜見直しを行うものとする。

(1) 教職員の姿勢

すべての児童生徒がかげがえのない存在であることから、児童生徒一人一人が誰からも尊重され、一人一人のよさが生かされるように、日々の教育活動に専心する。

その上で、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうる」という認識にたち、すべての教職員が高い人権意識をもち、児童生徒、保護者、地域との信頼関係の上に、いじめの防止等に徹底して取り組む。

(2) いじめの防止

- 従来の予防的・課題解決的な指導から、児童生徒一人一人の成長を促す指導により力点を置き、新潟市の生徒指導リーフレット「新潟市の生徒指導」及びいじめ対応リーフレット「誰もが安心して過ごすことのできる学校づくりを目指して」を自校化することにより、児童生徒の自律性と社会性を育み、人権意識を高める。そして、いじめを生まない人間関係・学校風土づくりに努める。
- 多面的な児童生徒理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通してすべての児童生徒に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から自律性と社会性を育み、精神的、社会的な自立を目指す。また、生徒指導ガイドブック「授業づくりと生徒指導の一体化を目指して」を活用し、上記の4視点を生かした授業づくりを通して児童生徒の自律性と社会性の育成に努める。
- 分かる授業・できる授業をはじめ、一人一人を大切にし、生かす教育活動により学級・学年・学校の風土をつくり、保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。
- いじめについての指導を年度初めに行い、いじめが重大な人権侵害であり、決して許されないということを見習い児童生徒に確実に理解させるとともに、「いじめをしない、させない、許さない」という意識の醸成に努める。
- いじめの問題に対する学校の取組についての理解を促すために、児童生徒や保護者に対していじめの問題に対する学校の考え方、対応の在り方、対応に係る組織等について丁寧に説明する。
- いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で児童生徒に接し、児童生徒の人権感覚を育成する。
- 教職員の言動が児童生徒一人一人や集団に与える影響は決して小さくないことから、教職員一人一人が自身の発する言葉や振る舞いによって、いじめが助長されることや、いじめが発生しやすい雰囲気をつくられることのないよう、十分注意を払い、児童生徒が安心して生活できる環境づくりに努める。
- いじめの問題を題材とした道徳科の授業や、「いじめゼロ」「いじめ見逃しゼロ」を目指す児童会・生徒会の活動など、児童生徒が主体的にいじめの問題を考え議論したり、いじめの予防や解消に向けて取り組んだりする活動を積極的

に進め、いじめ防止に向けた児童生徒の意識向上を図る。

- いじめや人権、発達障がい、性別違和（LGBT）等に係る教職員の資質向上のために、校内研修を計画的に実施するとともに、教育委員会等が主催する研修会への教職員の積極的な参加を促す。

(3) いじめの早期発見

- 児童生徒をよくみる、話をよく聴く、寄り添う、かかわる、毎日必ず笑顔で話しかけたり名前を呼んだりほめたりするなどを積み重ね、児童生徒との信頼関係を築く。
- 児童生徒の話を丁寧に聴き取り、その後の対応についても児童生徒の意向を汲みながら児童生徒と一緒に考え、安心感をもたせる。
- 日常の観察、こまめな記録の積み重ね、アンケート等の活用、教育相談体制の充実等により、いじめの早期発見に努める。
- 全教職員で児童生徒の様子を見取り、情報を収集、整理して共有し、組織的な対応に迅速につなぐ。くれぐれも、特定の教職員が安易に「いじめではない」と判断することや、教職員が一人だけで対応することによって情報共有が滞ることのないよう、複数での判断、組織での対応を徹底する。
- いじめの具体的な状況を把握するためのアンケートでは、児童生徒それぞれによっていじめの捉えが異ならないようにするとともに、教職員も同じ基準でいじめの状況を判断・把握できるようにするために、年度末に行う「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査〔調査Ⅱ いじめの状況等〕」の「7. いじめの態様」の項目に合わせて、年3回以上行う。**【資料6】**
 - ※ アンケート等を実施する際には、児童生徒が安心して記入できる環境を整えることが重要である。具体的には、次のような配慮のもとで実施する。
 - ・ 児童生徒が発するSOSや提供する情報については、学校が責任をもって受け止め、必ず対応することを、実施前に伝える。
 - ・ 特定の児童生徒だけが記入のために鉛筆を動かすことのないよう、調査用紙を工夫する。
 - ・ 目的に応じて記名式・無記名式の選択をする。
 - ・ 周りの目を気にすることなく記入できるよう、自宅で記入させる。
- いじめの発見のためのアンケート調査については、早期に対応すべき事案への取組が遅れることがないようにするために、原則として調査を実施した日のうちに記入内容を確認する。また、児童生徒が記入した用紙そのものを複数の教職員が確認することで、状況を適切に把握する。
 - ※ 調査結果をさかのぼって確認できるよう、調査用紙（原本）は児童生徒が卒業するまで保管する。なお、調査結果をまとめた資料を別に作成し、児童生徒の卒業後5年間保存する。
- インターネットを通じた見えにくいいじめにも注意を払う。また、地域から

情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。

- 保護者からの相談や地域住民からの情報提供に丁寧に対応し、気になる情報についてはそのままとどめずに、児童生徒からの聴き取りやアンケートの実施などの必要な対応を行い、いじめの有無について確認する。

(4) いじめへの対処

- いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織で対応する。その際、いじめを認知した教職員から、例えば学年主任や生徒指導主事・生活指導主任を経て管理職に確実に報告が上がる校内体制を整える。それとともに、「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報を収集、整理し、全体像を把握する。【資料7】

なお、いじめが疑われる事案についても、特定の教職員が安易に「いじめではない」と判断するのではなく、複数の教職員によって判断する。

- いじめを受けた児童生徒に対して丁寧な聴き取りを行い、事実関係を明確にする。また、児童生徒の気持ちに寄り添いながら対応を一緒に考えるとともに、「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアに努める。
 - ※ いじめを受けた児童生徒から、対処に向けて「まだ動かないでほしい」と依頼され、本人の気持ちを尊重するあまり対応が遅れることがある。見守りと問題の先送りを混同せず、本人を守り、「安心・安全」を保障しつつ、問題の解決に向けて迅速・適切に取り組むことが大切である。
- 事実関係を明らかにするために、いじめを受けた児童生徒に加えていじめを行った児童生徒への聴き取りも丁寧に行う。また、必要に応じて周辺の児童生徒にも聴き取りを行う。
- いじめを受けた児童生徒の保護者に対して経過や今後の方針を丁寧に説明する。
- いじめを行った児童生徒に対しては、謝罪を急ぐあまり児童生徒の十分な反省を引き出さないまま安易な謝罪で終わらせることなく、相手の心の痛みを理解させ、自身の行為の問題点についての自覚を促す。また、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させるとともに、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。
 - ※ 聴き取りや指導により、いじめの状況がかえって深刻になることは絶対にあってはならない。いじめを行った児童生徒の思いを受け止めつつ、行った行為に対する責任の重さを自覚させ、「十分な反省」を引き出すことで、再発防止に努めることが大切である。
- 周囲の児童生徒に対しては、自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの観衆や傍観者にならず、いじめを未然に防ぎ、止めさせるために一歩踏み出す勇気もてるようにする。

- いじめを認知した場合、いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒の保護者に対して適切に事実を説明する。
- 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら取り組むとともに、必要に応じて関係機関と連携して取り組む。
- いじめの対処に当たっては、収集・整理した情報及びその基となるアンケートや聴き取りメモ、また児童生徒への指導・支援の経過や保護者への説明の記録等を確実に保管する。
- いじめへの対処の結果、いじめが「解消」したかどうかについては慎重に判断する。「解消」とは、いじめがなくなることはもちろん、再発についての心配も全くなく、しかもいじめを受けた児童生徒の心の不安が完全に払拭された状態であると捉え、それらにわずかでも心配がある場合には「一定程度の解消」と捉えて関係の児童生徒への継続的な指導や支援、見守りを続ける。
※ 再発についての心配がないとする期間は3か月を目安とする。

(5) 自殺につながる可能性がある場合の対応

- 児童生徒が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALKの原則」(Tell：心配していることを伝える，Ask：自殺願望について尋ねる，Listen：気持ちを傾聴する，Keep safe：安全の確保)に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。
- 自傷行為や「死にたい」などのつぶやきを、児童生徒の発する切実なサインとして重く受け止め、教育委員会へ一報を入れるとともに、組織で迅速・適切に対応する。
- いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童生徒への対応を丁寧に行うなどして、いじめの再発防止に努める。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織【資料2】

(1) 校内いじめ対応ミーティング

① 設置目的及び構成

発生したいじめに対し、校内で迅速・適切に対処することを目的とする。

構成メンバーは、管理職、生徒指導主事（生活指導主任）、いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒の学級担任・学年主任、その他事案に関係する教職員が必要に応じて加わるようにする。これにより、組織的な対応を効率的・実効的に行えるようにするとともに、最終的に全ての教職員がいじめの対応等に主体的にかかわるようにする。

② 組織の役割

この組織は、学校がいじめの防止等、特にいじめの対処に取り組む際の中核として、日常的に機能させる組織となる。

いじめが発生した場合、迅速に開催して組織的に次のことを行う。

- ・ いじめの状況を組織として共有する。
- ・ いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う。
- ・ いじめの対処のための方針や方法を協議する。
- ・ 児童生徒への指導を行う。
- ・ 事案に関する記録を残す。【資料 8】

なお、いじめに関する情報は、「校内いじめ対応ミーティング」での共有にとどめず、職員会議や職員打合せ等の機会を利用して全ての教職員が共有するなどして、学校全体でいじめの問題に取り組む体制をつくる。

(2) いじめ対策委員会

① 設置目的及び構成

いじめの防止等の課題に対して、学校内外の人材がそれぞれの役割や専門性を発揮して、組織的・実効的に取り組むことを目的とする。

構成メンバーは、教職員、S C や社会福祉士など心理や福祉の専門家、弁護士、精神科医等の医師、教員・警察官経験者などの地域人材等とする。

② 組織の役割

この組織は、学校が組織的にいじめの防止等に取り組むに当たり、次のような役割を担う。

ア いじめの予防に関して

- ・ 学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめの相談・通報の窓口

イ いじめが発生した場合

- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめの問題の解決に向けた具体的な方策の検討 など

上記の役割を進めるために、年に数回、定期的に開催する事を基本とする。

なお、重大事態や重大な事案が発生した場合は、緊急会議を開いて、情報を迅速に共有し、対応の方針や内容を決定するとともに、保護者と連携を図りながら組織的に対応する。

(3) 中学校区いじめ防止連絡協議会

① 設置目的及び構成

中学校区の学校、保護者、地域の代表等が連携して、中学校区全体のいじめ防止等への取組について協議することを通して、地域全体で児童生徒をいじめから守る取組の充実を図ることを目的とする。

構成メンバーは、例えば地域コミュニティ協議会、青少年育成協議会、民生委員・児童委員、PTA、SC、教職員などの代表とする。これにより、地域ぐるみでいじめの防止等に取り組む体制をつくる。

② 組織の役割

地域全体で児童生徒を見守り、いじめの防止等に努めるために、中学校区を単位として、各学校における児童生徒のいじめ等に関する実態やいじめの防止等に係る取組についての情報交換を年間複数回行い、対策等の共有を図る。

また、情報共有とともに、学校同士や学校と地域の連携強化による取組を推進するために、本協議会を積極的に活用する。

第IV章 重大事態への対処

1 重大事態への対処に当たっての方針

いじめは決して許されない行為であり、ましてやいじめによる重大事態は決して招いてはいけない事態である。しかしながら、万一、重大事態が発生した場合には、教育委員会及び学校は、次の方針の下、全力でその対処に尽力する。

- いじめを受けた児童生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。
- いじめに係る事実を徹底的に解明し、対処に当たる。
- いじめを受けた児童生徒はもちろん、いじめを行った児童生徒に対しても、その心情に十分寄り添って指導、支援する。

2 重大事態の発生と調査【資料3】

(1) 重大事態の意味について

法第28条第1項において、次に掲げる場合をいじめの重大事態としている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

具体的には、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

及び

- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（※）

※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。

なお、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと扱い、教育委員会が主導して調査を行うとともに、調査結果をもとに重大事態か否かの判断をする。

この際、重大事態か否かにかかわらず、児童生徒や保護者の困り感や不安に寄り添い、問題の解消に向けて取り組むよう学校に指示するとともに、教育委員会も学校及び児童生徒・保護者への支援を行い、問題の解消に努める。

(2) 重大事態が発生した場合の初期対応

学校は、重大事態に係る情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに教育委員会に報告する。

教育委員会は、学校から受けた報告をもとに事実関係を整理し、直ちに市長に報告する。

(3) 重大事態につながるおそれのある事案が発生した場合の初期対応

発生した段階では重大事態には当たらないものの、解消が図られない状況が続くと重大事態に発展するおそれがある事案については、予め教育委員会に事案の発生を報告するとともに、対応について協議する。

〔重大事態のおそれがある事案（例）〕

- ・ 児童生徒がいじめによって学校に登校できない状況が発生し、いじめによる不登校重大事態のおそれがあると学校が判断した場合
- ・ 一つ一つの事案はその都度解消が図られているように見えても、特定の児童生徒へのいじめが繰り返される場合
- ・ その他、厳密には重大事態に該当しないと判断されるものの、社会的な影響が大きく、児童生徒・保護者の状況が深刻な場合

(4) 調査の目的及び調査組織

重大事態が発生した場合は、「事実を明確にする」ことを目的に、いつ（いつ頃から）、誰が、どのようにかかわったか、学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り多方面から情報収集し、整理することで、いじめの全体像を把握する。この際、因果関係の特定を必要以上に急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

調査は学校若しくは教育委員会が主体となっており、新潟市いじめ防止対策等専門委員会がその調査結果の内容について、不十分な点がないか、また公平性・中立性が保たれた調査結果となっているかなどの視点で協議する。

なお、協議の結果、本委員会が学校・教育委員会による追加の調査を指示する場合や、本委員会が直接調査を行う場合がある。

(5) 事実関係を明らかにするための調査及び事後対応

① いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめの状況をはじめとする事実について、いじめを受けた児童生徒からていねいに聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対して、アンケートや聴き取り等による調査を行う。この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。

また、いじめを受けた児童生徒の保護者からも丁寧な聴き取りを行い、いじめの全体像の把握や児童生徒の状況の把握に努める。

② いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、適切な方法で調査を実施する。

(6) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時、適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会及び学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

② 市長への報告

調査結果については、教育委員会が、市長に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出する。

3 調査結果の報告を受けた市長による検証及び措置

(1) 検証

前項②の報告を受けた市長は、新潟市いじめ防止対策等専門委員会による調査の結果について、検証の必要があると認めるときは、検証を行うことができる。

(2) 新潟市いじめ問題調査点検委員会の設置【資料1】

当該検証を行うに当たっては、市長の附属機関として「新潟市いじめ問題調査点検委員会」を設置し、新潟市いじめ防止対策等専門委員会による調査の公平性・中立性について検証する。

委員の構成については、専門的な知識及び経験を有する第三者である弁護士、精神科医、学識経験者、臨床心理士、その他市長が必要と認める者とする。

(3) 検証の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、検証の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じる。

また、検証を行ったとき、市長はその結果を市議会に報告する。報告の内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

4 関係児童生徒及び保護者への対応

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への対応

重大事態に係るいじめを受けた児童生徒は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、当該児童生徒の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、以前にもまして安心して学校生活を送ることができるように支援する。具体的には、次のような対応や支援を行う。

- ・ 学級担任や養護教諭、ＳＣ等によって、心情を丁寧に傾聴する。
- ・ いじめに係る事実関係を明らかにするため、聴き取りを丁寧に行う。
- ・ いじめの解決に向けて、当該児童生徒の意向を丁寧に聴き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ・ 安心して生活できる場や時間などの、学習・生活環境を確保する。
- ・ 不安を取り除き、心の安定を確保するために、ＳＣ等による心のケアを必要に応じて行う。
- ・ 医療機関への受診が必要と判断される場合には、保護者の了解を得て、医療機関の受診を勧める。

また、当該児童生徒の保護者については、重大ないじめを受けた我が子の心身に対する心配や、我が子が重大ないじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った児童生徒やその保護者への不信感などを、強く抱いていることが考えられる。

このような保護者の心情を察しながら、当該児童生徒の心身の安定に努めるために、保護者に対して次のような対応や支援を行う。

- ・ 学校の管理下で重大事態が発生した場合は、いじめを起こしてしまったことについて誠実にお詫びをし、対処に向けて最善を尽くすことを伝える。

- ・ 当該児童生徒が受けたいじめに係る事実や、児童生徒の心身の状況について丁寧に説明する。
- ・ いじめの解決に向けて、保護者の意向を丁寧に聴き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ・ 保護者自身が不安を抱いている場合、SCやSSWによるカウンセリングを勧める。

(2) いじめを行った児童生徒及びその保護者への対応

いじめを行った児童生徒に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた児童生徒の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通して、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。

当該児童生徒への指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。これにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

また、当該児童生徒の保護者に対しては、子どもの行ったいじめに係る事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該児童生徒と共に認識させるとともに、解決に向けた道すじを示し、保護者の協力を求める。

その後、子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導、助言する。

第V章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

この基本方針は、法及び国の基本方針の見直しの状況や、いじめに係る国からの通知、また、児童生徒のいじめの状況等をもとに、必要に応じて見直すものとする。

なお、その際は、新潟市いじめ防止市民連絡協議会や新潟市いじめ防止対策等専門委員会、市の教育委員からの意見聴取及びパブリックコメントを行い、見直しに生かすこととする。

<参考資料>

- ・ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
- ・ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）
- ・ いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ（平成28年11月2日 文部科学省いじめ防止対策協議会）
- ・ いじめ対応リーフレット「誰もが安心して過ごすことのできる学校づくりを目指して」（平成25年3月 新潟市教育委員会）
- ・ 生徒指導リーフレット「新潟市の生徒指導」（平成26年4月 新潟市教育委員会）
- ・ 生徒指導ガイドブック「授業づくりと生徒指導の一体化を目指して」（平成26年4月 新潟市教育委員会）
- ・ 授業づくりリーフレット「新潟市の授業づくり」（平成28年4月 新潟市教育委員会）